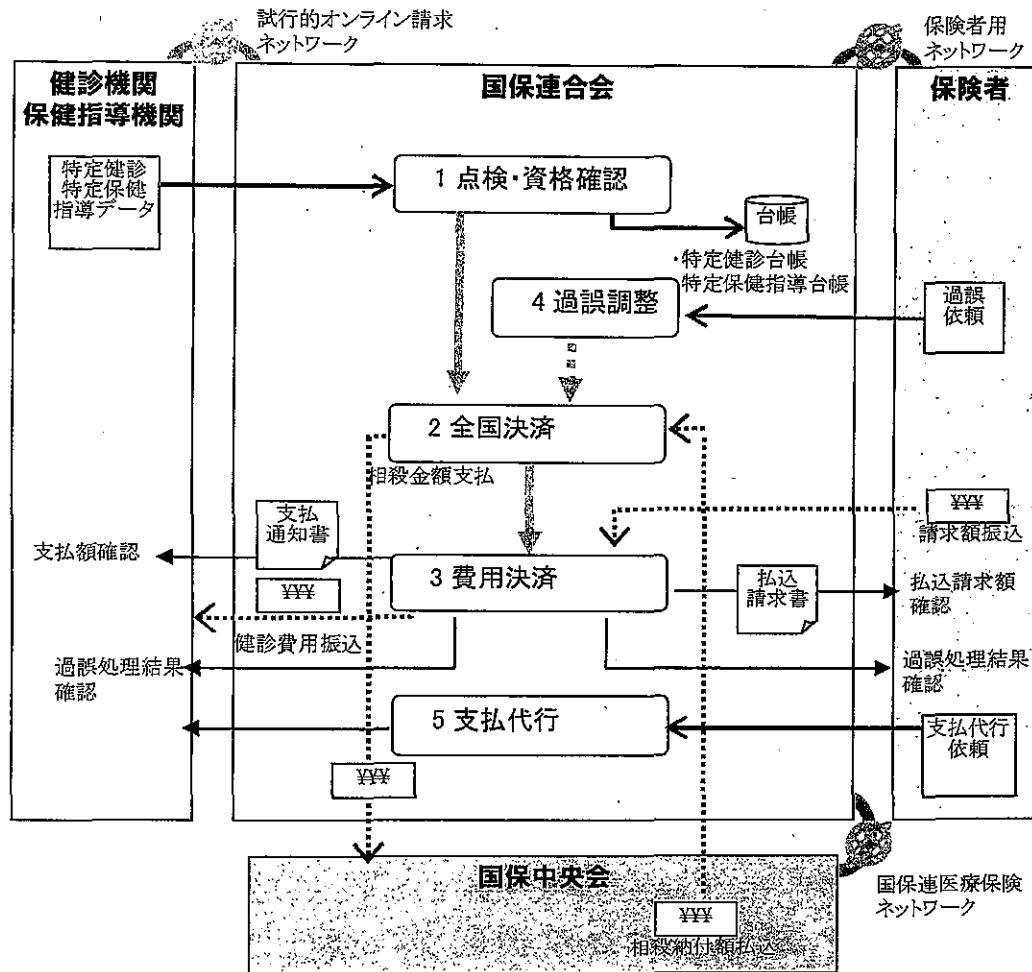


## 費用決済処理業務



健診等機関から受領した健診データ、保健指導データを基に、事務点検および健診等機関の存在を点検すると共に費用決済等を行います。

### 1 点検・資格確認

健診機関・保健指導機関からの費用決済データおよび特定健診等結果データを国保連合会が受領し、チェックします。また、特定健診等結果データ、特定保健指導結果データを、国保連合会が台帳に登録し管理します。

### 2 全国決済

被保険者が他県の健診等機関で受けた特定健診・保健指導の費用を国保連合会間で決済します。特定健診等結果データを国保中央会を通じて国保連合会間でデータ交換しますが、国保中央会では、国保連合会の健診等費用の請求額と支払額等の相殺処理を行い、相殺結果通知を作成します。

### 3 費用決済

保険者への請求額を、国保連合会が算定し、健診費用、保健指導費用の決済を行います。  
各保険者への払込請求書、健診・保健指導機関への支払通知書、および金融機関宛振込MTを国保連合会が作成、送付します。  
保険者は、払込請求書等の確認と入金を行います。過誤があった場合は、国保連合会に申し出ます。

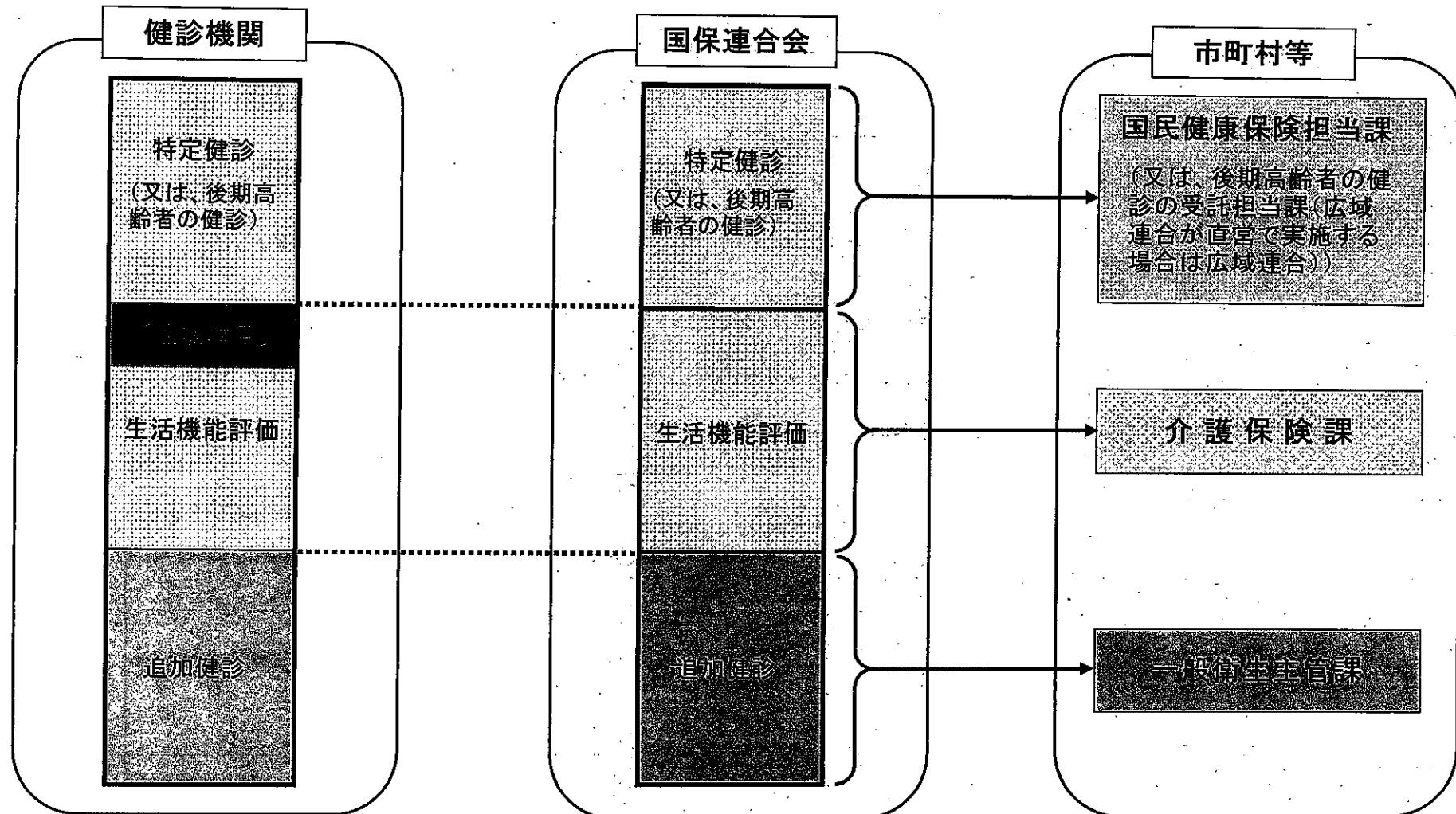
### 4 過誤調整

保険者より申し出のあった過誤依頼の内容を国保連合会が確認し、支払調整を行います。

### 5 支払代行

保険者からの支払代行依頼に基づき、国保連合会が、健診機関・保健指導機関への支払額通知書を作成し、支払処理を代行します。

## 各種健診を同時実施した場合の費用請求について

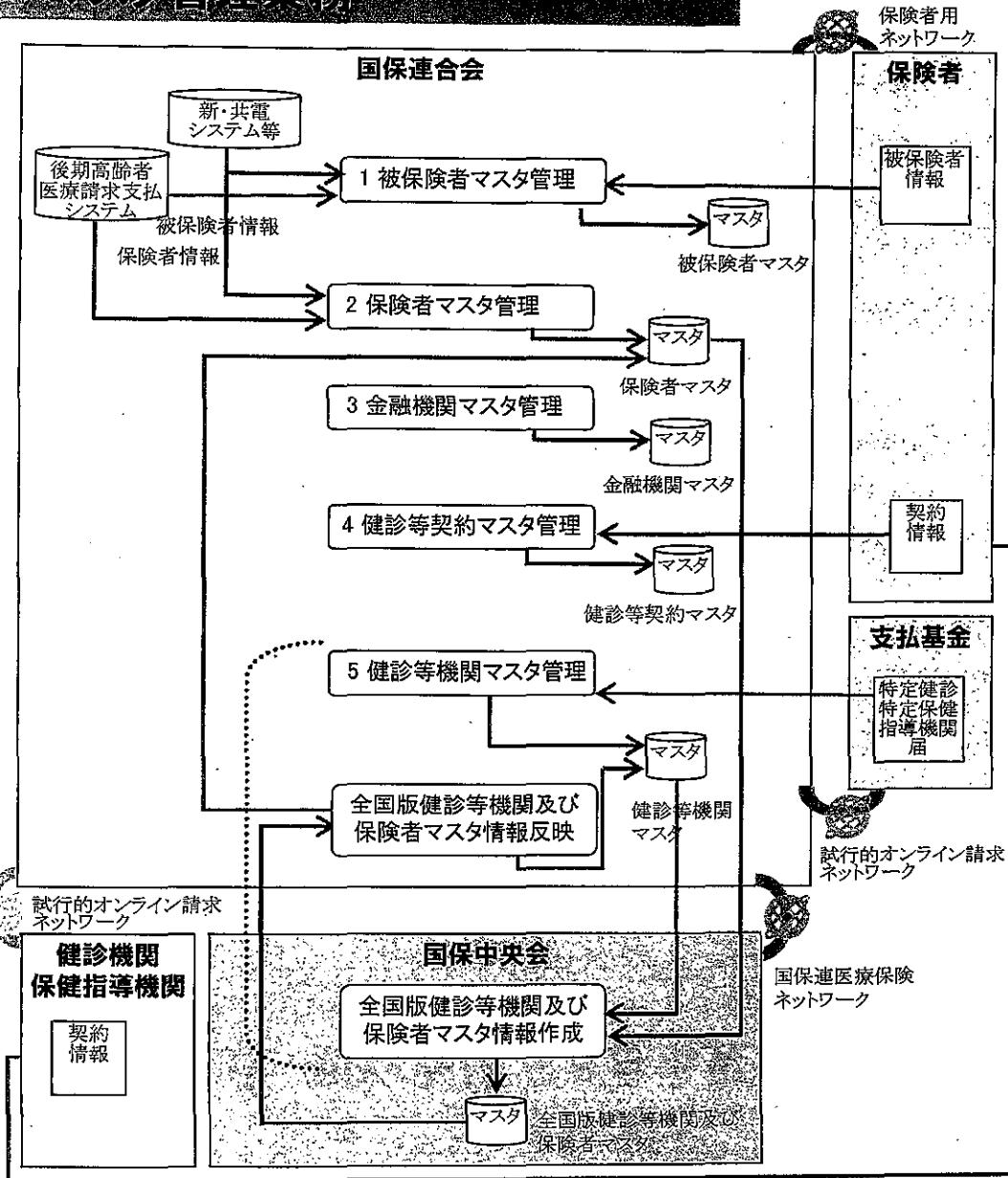


※請求先毎に費用を仕分け

## 特定健診等データ管理システム 月間処理スケジュール概要

月	N月	N+1月	N+2月	
日付		5日	20日	25日
業務区分	運用			
特定健診 特定保健指導	実施			
98 費用決済	受付  (回線利用は隨時受付、電子媒体は翌月5日まで)			
	形式チェック 事務点検			
	資格確認等 チェック			
	費用決済		保険者へ請求 → 保険者から入金 → 特定健診等機関へ支払 →	
	過誤調整			

## マスタ管理業務



共同処理業務および費用決済業務で必要となる、被保険者や保険者、健診等機関や契約情報等を管理します。

### 1 被保険者マスタ管理

保険者からの届け出、新・共電システム等および後期高齢者医療請求支払システムから取得した被保険者情報を基に、国保連合会は、被保険者マスタを作成し管理します。

### 2 保険者マスタ管理

国保連合会では、新・共電システム等、後期高齢者医療請求支払請求等システムから取得した保険者情報を基に、保険者マスタを作成し管理します。

作成したマスタを国保中央会に送付し、国保中央会では、全国決済を行うために全国版の保険者マスタを作成します。

国保連合会は、国保中央会が作成した全国版保険者マスタを基に、保険者マスタを更新します。

### 3 金融機関マスタ管理

国保連合会は、国保中央会より取得した金融機関情報を基に、金融機関マスタを作成し管理します。

### 4 健診等契約マスタ管理

保険者は、健診等機関と契約を行い、契約時の情報を国保連合会に届け出ます。

保険者からの届け出を基に国保連合会では、保険者と健診等機関契約マスタを作成し、管理します。

### 5 健診等機関マスタ管理

支払基金からの情報を基に国保連合会では、健診等機関のマスタ(基本および届出)を作成し管理します。

作成したマスタ(基本)を国保中央会に送付し、国保中央会では、全国決済を行うために全国版の健診等機関マスタを作成します。

国保連合会は、国保中央会が作成した全国版健診等機関マスタを基に、健診等機関マスタを更新します。

## マスタ管理業務 初期登録（3月末実施予定）

### 被保険者マスタ

2月末までの異動データを初期データとして登録。

※ ただし、新・共電システムから取得する場合は、その分の被保険者情報は  
必要なし。

〔また、後期高齢請求システムより被保険者を取得する開始時期は、  
4月末データを5月16日に取込むので、後期高齢分を4月より使用  
する場合は、独自に被保険者情報を用意する必要がある。〕

### 保険者マスタ

2月25日までに保険者マスタメンテナンスシステムに登録の行われたデータを  
初期データとして登録。

※ ただし、新・共電システムから取得する場合は、その分の保険者情報は  
必要なし。

### 健診等機関(基本)マスタ

2月20日までに支払基金に提出が行われたデータを初期データとして登録。

### 健診等機関(届出)マスタ

3月24日までに連合会に届出の提出が行われたデータを初期データとして  
登録。

※ 前提条件として、支払基金に届出を行い、健診等機関番号を取得して  
いることが必要。

〔受診月の翌々月の支払月（6月5日）に届出情報を使用するので、  
請求がある健診等機関の届出はその時点で登録されている必要がある。〕

健診等契約マスタ

3月24日までに保険者から連合会に契約情報が送付されたデータを初期データとして登録。

- ※ 前提条件として、支払基金に届出を行い(2月20日まで)、健診等機関番号を取得していることが必要。  
受診月の翌月の請求月(5月5日)に届出情報を使用するので、請求がある健診等機関の契約はその時点で登録されていることが必要。

金融機関マスタ

2月15日までの金融機関データを初期データとして登録。  
(連合会、保険者による準備はない。)

行政区名称テーブル(共同)

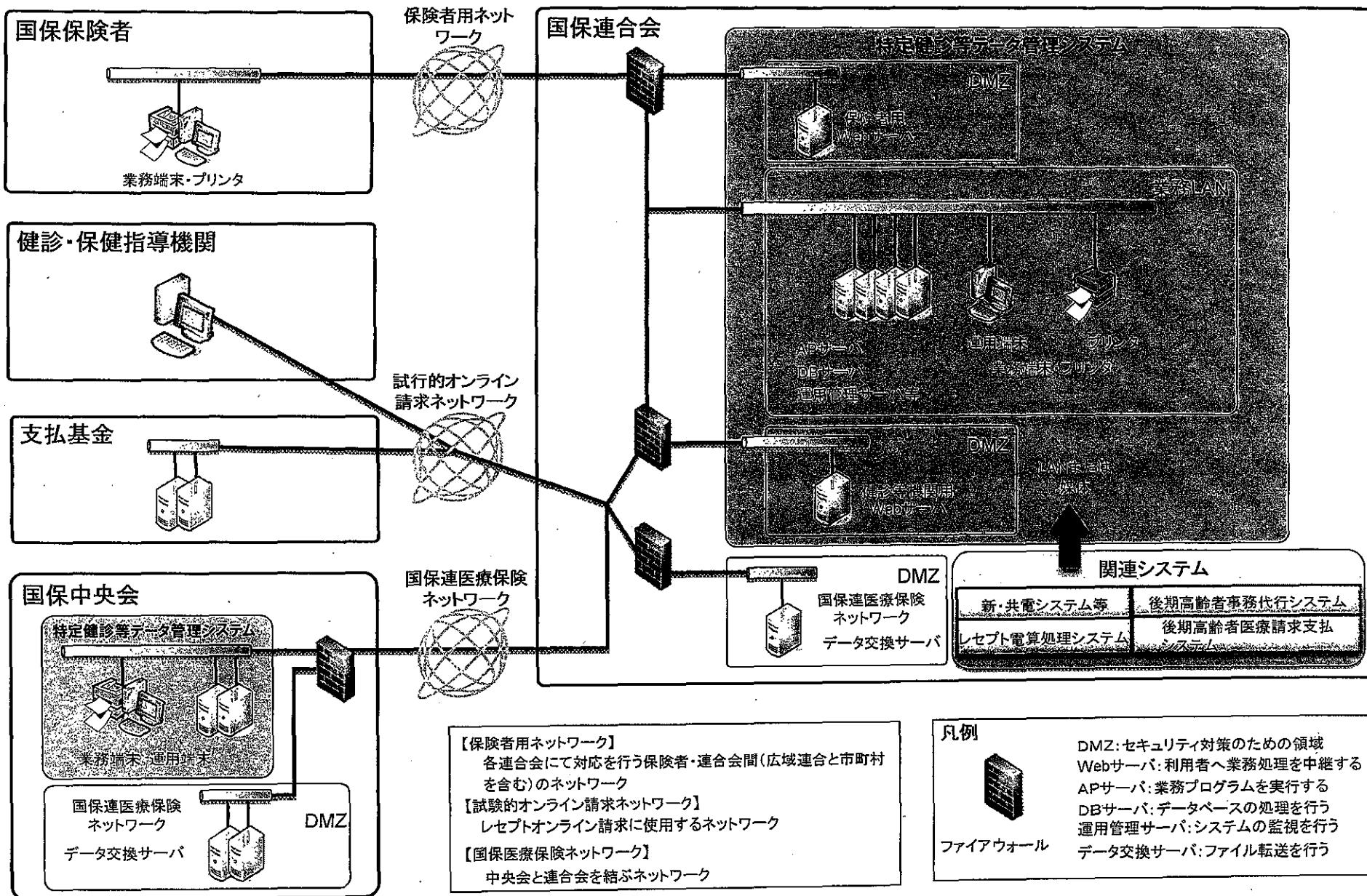
3月24日までに保険者から連合会に送付されたデータを初期データとして登録。

地区統計用名称テーブル(共同)

3月24日までに保険者から連合会に送付されたデータを初期データとして登録。

### 3. ネットワークの概要

06



## 特定健診等データ管理システム導入スケジュール

